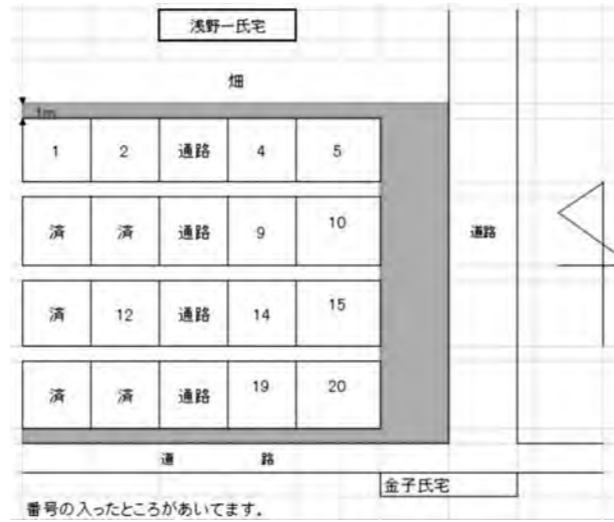


農園利用者募集のお知らせ

上北迫農園の借受者を募集します

- 募集期間
平成26年3月10日（月）～3月14日（金）
 - 応募資格
広野町内に住所を有する方
 - 貸付期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
 - 借受者決定
平成26年3月17日（月）
※先着順で決定します
- 問 農業委員会事務局 ☎0240-27-4163

- 応募区画
11区画（1区画30㎡）図参照
利用料 年間1,500円



仮置き場の3月休業日について

仮置き場が休業しますのでご注意ください

平成26年3月21日～23日（お彼岸）は、仮置き場を休業日としますので、ご協力くださいますようお願いいたします。



問 福祉環境グループ ☎0240-27-2115

飼い犬は放し飼いをしないでください

放し飼いやによるトラブルが増えています

犬の放し飼いは人に危害を加え、交通事故を起こすなど、他人の財産を壊す恐れがあります。これは『福島県犬による危害の防止に関する条例』に違反します。また、苦情が多く寄せられた地区には捕獲箱を設置し、捕獲後は保健所へ引き渡すこととなりますので絶対に放し飼いはしないでください。

問 福祉環境グループ ☎0240-27-2115

飼い犬のしつけ方教室

相双保健所では、現在犬を飼われている方を対象に、飼い犬のしつけ方教室を開催しています。参加希望の方は、相双保健所食品衛生チーム（☎0244-26-1351）にお問い合わせください。

広野町国民健康保険からのお知らせ

70歳から74歳の被保険者に係る窓口負担の割合が見直されます

- 平成26年4月2日以降に70歳を迎える方
（誕生日が昭和19年4月2日以降）
・70歳の誕生日の翌月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）の診療から、窓口負担が2割になります。
例：平成26年4月2日から5月1日に70歳を迎える方は、5月の診療から2割負担です。
※一定の所得がある方はこれまでどおり3割負担です。

- 高齢受給者証の交付
70歳から74歳の方は医療機関を受診する際に「高齢受給者証」を保険証と併せて提示する必要があります。70歳の誕生日（1月生まれの方は誕生月の前月）の月の末日に高齢受給者証をお送りします。

- 平成26年4月1日までに70歳を迎えた方
（誕生日が昭和19年4月1日以前）
・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。75歳到達まで特例措置の対象となります。
例：平成26年3月2日から4月1日に70歳を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。
※一定の所得がある方はこれまでどおり3割負担です。

問 町民保健グループ ☎0240-27-2113

国民健康保険高齢受給者証			
交付年月日 年 月 日			
記号	島79	番号	
世帯主	住所		
	氏名		男・女
対象被保険者	氏名		男・女
	生年月日		年 月 日
一部負担金の割合			
発効期日		年 月 日	
有効期限		年 月 日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	071191	広野町	

黄緑色の受給者証を送付します

児童扶養手当について

児童扶養手当を支給します

児童扶養手当は父または母と生計を同じくしない児童が育成されている家庭（ひとり親家庭など）へ手当を支給する福祉制度です。

支給対象

何らかの理由により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している場合や父または母が心身に障がいがある場合に、その児童を養育している母または父（あるいは養育者）に対して児童扶養手当が支給されます。なお、児童が18歳に達した年度末までが手当の支給の対象となりますが、児童が政令で定める障がいがあるときには、児童が20歳に達するまで支給されます。（ただし、所得額に応じて手当を受給できないことや、減額される場合もあります。）

手当額（平成25年10月分～）

全部支給	41,140円（月額）
一部支給	所得額に応じて 41,130円～9,710円（月額）

問 福祉環境グループ ☎0240-27-2115

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当を支給します

精神や身体に障がいがある児童を養育、監護している父または母若しくは父母にかわって児童を養育している養育者に手当を受給する福祉制度です。

支給対象

身体障がい者手帳のおおむね2級以上に認定あるいは同等以上の障がいがあると認められている、または療育手帳のB級以上の認定を受けている20歳未満の児童を養育している方に支給されます。（所得制限限度額があり、所得額によっては受給できないときもあります）
ただし、児童が児童福祉施設などに入所したり、障がいを支給事由とする年金を受けているときは支給されません。

手当額（平成25年10月分～）

障がいの程度が1級の場合	50,050円（月額）
障がいの程度が2級の場合	33,330円（月額）